

西予市入札実施要綱

平成18年 3 月29日

西予市訓令第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、入札及び契約手続きの合理化、透明性の確保を図ると共に、もって競争性の向上と確実な契約履行に資するため、西予市契約規則(平成25年西予市規則第13号。以下「規則」という。)及び別に定めるもののほか、入札及び契約に関する手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(一般競争入札)

第 2 条 1 件につき設計金額が3,000万円以上の工事は、一般競争入札を行うものとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

2 一般競争入札の実施に関し必要な手続きは西予市事前審査型一般競争入札実施要領(平成20年西予市告示第52号)又は西予市事後審査型条件付一般競争入札実施要領(平成24年西予市告示第106号)に定めるものとする。

(指名競争入札)

第 3 条 指名競争入札に参加できるものは、市長が定める期間中に入札参加資格審査申請書を提出し、等級別格付けをされたものでなければならない。

2 指名競争入札に参加するものの選定方法については、西予市建設工事請負業者選定要領(平成16年西予市告示第581号)に定めるものとする。

(随意契約)

第 4 条 前条の規定は、市長が随意契約によろうとする場合にこれを準用する。ただし、市長が認めた場合はこの限りでない。

(格付委員会)

第 5 条 第 3 条第 1 項で規定する等級別格付けを行うため、西予市格付委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(見積期間)

第 6 条 入札を実施するときは、その入札期日の前日から起算して、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第 6 条の規定に準じた見積期間をおかなければならない。

(入札回数)

第 7 条 入札回数は 1 回とする。ただし、予定価格の事前公表を行わない場合にあっては、2 回までとする。

(入札中止等)

第 7 条の 2 入札を公正に執行することができないと認められる場合又は不正行為の疑いがある場合は、入札を延期し、又は中止するものとする。

2 指名競争入札において、入札者が2者に満たないときは、入札を中止するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(再入札)

第7条の3 市長は、入札を実施した場合において、入札者若しくは落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、再度の入札を実施することができる。

(落札者の決定等)

第8条 低入札調査基準価格を設けた場合にあつて、低入札調査比較価格(低入札調査基準価格から消費税及び地方消費税を差し引いた価格をいう。以下同じ。)未満の価格の入札をした者があるときは、落札者の決定を保留し、西予市低入札価格調査実施要綱(平成21年西予市告示第104号)の定めるところにより落札者を決定するものとする。低入札調査比較価格未満の価格の入札をした者がいないときは、入札書比較価格の制限の範囲内の価格で最低価格入札者を落札者(総合評価落札方式の場合は「最高評価値入札者」に読み替える以下同じ。)として決定するものとする。

2 最低制限価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の制限の範囲内の価格で最低制限比較価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低価格入札者を落札者として決定するものとする。

3 低入札調査基準価格及び最低制限価格を設けない場合にあつては、入札書比較価格の制限の範囲内の価格で最低価格入札者を落札者として決定するものとする。

(契約の締結)

第9条 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に契約担当者又はその代理人に対し、契約の締結を申し出なければならない。ただし、落札者において、やむを得ない理由があるときは、その期間の延長を求めることが出来る。

(契約保証)

第10条 契約金額が130万円を超える契約をする場合は、次の各号に掲げるいずれかの契約保証を契約の相手方に付さなければならない。

(1) 規則第34条で定める率を契約金額に乗じた契約保証金の納付

(2) 契約保証金の担保となる有価証券等の提供

(3) 契約債務不履行による損害金の支払を保証する銀行、又は金融機関及び保証事業会社の保証

(4) その他市長が適当と認める保証

2 契約金額が130万円以下の契約は、原則として契約保証金の納入を免除するものとする。

(前金払)

第11条 受注者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)附則第7条の規定により前金払を請求しようとするときは、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証書を市長に寄託しなければならない。

2 前金払の対象は契約金額が130万円を超える契約とし、契約金額に次に掲げる率を乗じた額を超えて請求することができない。

(1) 工事請負契約 10分の4

(2) 業務委託契約 10分の3

3 前項の規定により算出した額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 契約金額が1,000万円以上の工事については、西予市公共工事中間前金払事務取扱要領(平成23年西予市告示第119号)に定めるところにより、既に支払いを受けた前金払に追加して請求することができる。

5 前金払をした後に、設計変更その他の理由により契約金額を変更した場合において、その増減額が著しいため、前払金の額が不相当と認められるに至ったときは、当該変更後の金額に応じて前払金を追加払いし、又は返還させることができる。

(継続費又は債務負担行為に係る前金払)

第11条の2 継続費又は債務負担行為に係る契約で、年度ごとに出来高予定額を定めた場合は、各年度の出来高予定額に対して前金払をすることができるものとする。

(入札結果の公表)

第12条 入札に付した全ての入札結果について、入札者名及び各入札者の各回の入札金額その他必要な事項を公表するものとする。

(公表の方法)

第13条 入札結果の公表は、市ホームページへの掲載及び閲覧方式によるものとする。

2 入札所管課は、公表に供する書類等を別に定める方法により総務部総務課へ提出するものとする。

(閲覧手続)

第14条 入札結果の閲覧をしようとする者は、入札結果閲覧申請用紙に所定事項を記入しなければならない。

2 前項の閲覧は、総務部総務課において、執務時間に行わなければならない。

(公表期間)

第15条 入札結果の公表期間は、公表した日の属する翌年度から起算して3年間とする。

(その他)

第16条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則([平成20年西予市訓令第10号](#))

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則([平成23年西予市訓令第31号](#))

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則([平成23年西予市訓令第33号](#))

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令は、平成23年8月1日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則([平成24年西予市訓令第12号](#))

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令は、この訓令の施行の日以後に入札公告又は入札参加指名通知(以下「入札公告等」という。)を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。

附 則([平成24年西予市訓令第24号](#))

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則([平成25年西予市訓令第8号](#))

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日前に西予市財務規則(平成16年西予市規則第48号)の規定によりなされた契約に係る手続きその他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則([平成26年西予市訓令第23号](#))

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則([平成27年西予市訓令第7号](#))

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則([平成 29 年西予市訓令第 4 号](#))

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則([令和 2 年西予市訓令第 9 号](#))

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則([令和 4 年西予市訓令第11号](#))

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則([令和 5 年西予市訓令第 7 号](#))

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の規定は、工事にあつては、この訓令の施行の日以後に入札公告又は入札参加指名通知(以下「入札公告等」という。)を行う工事について適用し、同日前に入札公告等を行った工事については、なお従前の例による。